

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2025年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当 J A の口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・この貯金口座の開設、維持、管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段 [*] として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下、「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：076-429-7501)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他参考となる 事項	・1 人 1 口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記

	帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
--	----------------------------------------

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富山市